

「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会 報告書(案) “ケーブルビジョン2020+”」に対する意見

<全体>

ページ 番号	章	項目	意見
報告書 案全体	—	—	<ul style="list-style-type: none">● ケーブルテレビ産業の発展や放送を巡る環境変化を踏まえ、地上テレビ放送のケーブルテレビによる再放送に関する大臣裁定制度は撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。● 1986（昭和61）年の導入当時はケーブルテレビの規模が小さかったことから、区域外再放送によって地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されました。しかし、「ケーブルビジョン2020+」報告書（案）が述べるとおり、ケーブルテレビは今日までに飛躍的な発展を遂げており、零細な産業の育成策としての立法事実は明らかに失われています。● 今後、ケーブルテレビ事業者と地上民放テレビ事業者が同じ地域メディアとして共存共栄を目指すなかで、大臣裁定制度は両者の協力関係を阻害する要因であると考えます。

< 4 K・8 Kなど放送サービスの高度化等への対応 >

ページ 番号	章	項目	意見
33	第3章 「4 K・8 Kへの 対応」	(1) 衛星4 K・8 K放送等 への対応 2) 衛星4 K・ 8 K放送等との 円滑な連携の推 進 ②衛星4 K・8 K実用放送に係 る再放送同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 再放送に同意するか否かは、放送法第11条に基づ く放送事業者固有の権限です。また、放送事業者は 著作権法に基づき、再放送に関する対価（権利料） を徴収する権利を保有しています。 ● 衛星放送事業者にとって、2018（平成30）年12月 からの衛星4 K実用放送を安定的・継続的に実施す るためには、放送コンテンツの充実と受信機の普及 を速やかに図り、新たなビジネスモデルを構築する ことが不可欠です。そのため今後の再放送同意の協 議は視聴者の期待に加え、受信機普及や事業性の確 保など多様な観点から個別の民間同士の協議によっ て対応が図られることとなります。 ● 国・ケーブルテレビ事業者等はこうした認識を共 有し、衛星4 K実用放送の普及促進に協力いただ くよう要望します。